

人事労務レポート

今回のテーマ

フレックスタイム制

< 適正な実施・運用のための要件 >

発行元：社会保険労務士 山口事務所
〒181-0013 東京都三鷹市下連雀 3-27-1
三協ビル 3F
TEL：0422-49-7340 FAX：0422-49-7381
E-mail：h-yamaguchi@ys-office.co.jp
URL：http://www.ys-office.co.jp

労働者が自由に出社・退社時間を決められるフレックスタイム制を導入している会社は多くみられますが、法令どおりの手続きを踏んで実施・運用しているケースはまだまだ少ないのが現状です。

今回は前号の1ヵ月単位の变形労働時間制に引き続き变形労働時間制の一つ、フレックスタイム制を取り上げ、実施要件等を解説していききたいと思います。

1. フレックスタイム制とは？

フレックスタイム制は、1日の労働時間の長さを固定せず、1ヵ月以内の一定期間の労働時間の総枠を定めておいて、労働者がその総枠の範囲内で各日の始業および終業時刻を自分で選択して働く制度のことをいいます。

一般的には1日の労働時間帯を必ず勤務すべき時間帯(コアタイム)と、その時間帯の中であればいつ出社または退社してもよい時間帯(フレキシブルタイム)とに分けています。

2. 実施するための要件

フレックスタイム制を実施するためには、必ず就業規則等で始業および終業の時刻を労働者の決定に委ねる旨を定めなければなりません。そのうえで、以下の事項を労使協定で定めます。

(1) 対象となる労働者の範囲

対象者は特定の職種、グループなどのように限定させることも可能です。

(2) 清算期間

フレックスタイム制において労働すべき期間を定めるもので、1ヵ月以内で定めます。通常1ヵ月とします。また、毎月1日、といったように起算日を設定することも必要です。

(3) 清算期間における総労働時間

清算期間内において労働すべき時間として定める時間のことで、清算期間における所定労働時間のことをいいます。

(例) 1日8時間×1ヵ月の所定労働日数

(4) 標準となる1日の労働時間

有給休暇を取得した場合は、その日に標準となる1日の労働時間働いたものとして取り扱います。

(5) コアタイム

必ず設けなければならないものではありませんが、これを設けるときは、その開始および終了の時刻を明記します。

(6) フレキシブルタイム

フレキシブルタイムの時間帯が30分といったように極端に短いような場合は、始業および終業時刻を労働者が自主的に決定しているとはいえ、フレックスタイム制の趣旨に反するので改善が必要です。

3. 労働時間の過不足の取扱い

フレックスタイム制では、実際に労働した時間が清算期間における総労働時間として定められた時間に比べ過不足が生じた場合には、以下のような取り扱いになります。

(1) 労働時間に不足があった場合

清算期間中の労働時間に不足があった場合に、その月は通常の賃金を支払い、足りなかった分を翌月に繰り越すことができます。なお、その月で不足時間分の賃金控除を行い清算してもかまいません。

(2) 労働時間に過剰があった場合

不足した分は翌月に繰り越すことができますが、所定労働時間をオーバーした分を翌月に充当することは、賃金の全額払いの原則に反するため、認められません。超過分はその月で割増賃金を支払い清算する必要があります。

4. 導入にあたってのポイント・注意点

フレックスタイム制を採用した場合、清算期間における労働時間の総枠を超えた時間が時間外労働となります。よって、36協定(時間外労働に関する労使協定)については、1日について延長することができる時間を協定する必要はありません。

以下のような場合はフレックスタイム制とはみなされません。

- ・コアタイムの開始から終了までの時間が標準となる1日の労働時間とほぼ同じ。
- ・始業時刻、終業時刻のうちどちらか一方だけを労働者の決定に委ねている。
- ・フレキシブルタイムが極端に短い。
- ・始業時刻、終業時刻を労働者の決定に委ねるとしながら、始業から8時間は必ず労働することを義務付けている。

このレポートの内容に関し、ご不明な点がありましたら、山口事務所までお問い合わせください。

今月の主な労務・税務の手続き

- ・年末調整(12月最終給与時または賞与時)
- ・賞与支払届の提出

コラム

フレックスタイム制は労働者が各日の労働時間を自分で決めて働き、生活と業務とのバランスを図るという制度です。自由度が大きく、働きやすいと感じる人は多いかと思いますが、自由に決められるだけにかえって長時間労働となり、逆に生活とのバランスが悪くなる、というケースもみられます。業種にもよりますが、ある程度時間の管理・制限をしてあげた方が働きやすい面もあるのではないかと思います。時間があると非効率になる。完全フレックスで働いているといつもそう思います。